緊急質問の規定・実施の流れ

緊急質問とは・・・当初予想されなかった事態が発生し、それが当該団体にとって客観的に重要である場合に議決により認められるもの。（議会運営の実際より）

緊急質問

会議規則は、緊急質問について議会の同意（議決）を要することを定めているが、その他の具体的な手続については定めがない。
標準次第書に手続きについての記載がある。

佐倉市議会会議規則
（緊急質問等）
第６１条　質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。
２　前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議に諮らなければならない。
３　第１項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

議員申出

議員：〇〇の件について緊急質問したいから同意のうえ、この際日程に追加し、発言を許されんことを望みます。
（全国市議会議長会　標準記事次第書より）

本会議に諮る

議長：ただいま〇〇君から緊急質問に同意のうえ、この際**日程に追加**し、**発言を許されたい**との申出がありました。
よって〇〇君の緊急質問の件を議題とし採決いたします。
この採決は起立により行います。
本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。
（起立多数・少数）
議長：起立多数（少数）であります。
よって〇〇君の緊急質問に同意のうえ、この際日程に追加し、発言を許すことは可決（否決）されました。
（全国市議会議長会　標準記事次第書より）

否決 → **当初日程**

可決 → **緊急質問**